

第1回明石公園部会
**明石公園における
これまでの取組み状況と課題**

令和4年7月15日



1 明石公園について	
(1) 公園の概要P.2
(2) これまでのとりくみP.7
2 自然環境保全（樹木伐採）について P.11
3 公園の活性化について	
(1) 管理運営状況 P.23
(2) 新たなパークマネジメントの導入 P.24
(3) 老朽施設の活用 P.26

1 明石公園について（1）公園の概要

■ 明石公園の概要

- 大正7年（1918）年4月に県立公園として開園。
- 公園内には史跡明石城跡があり、国指定の重要文化財である二つの櫓が存在する他、公園全体が埋蔵文化財包蔵地となっている。
- 明石公園の北側は樹木が繁茂している状況である。

表 明石公園の概要

項目	内容
名称	明石公園
所在地	兵庫県明石市明石公園
開園年月日	大正7（1918）年4月15日
面積	約54.8ha
公園種別	広域公園





■ 明石公園の主な施設

明石トーカロ球場 (第1野球場)	第2野球場	きしろスタジアム (陸上競技場)	自転車競技場
			
NDK来夢・嬉しの森 テニスコート	ローンボウルズコート	補助競技場	公園管理事務所 (サービスセンター)
			
子どもの村	剛の池	武蔵の庭園	桜堀
			

1 明石公園について（1）公園の概要

■ 年間利用者数

- 平成30年度までの3年間の来園者数は245万人前後で、**令和元年度の来園者は約314万人と大きく増加**した。要因として平成30年度に比べ4月の桜開花期間が長かったことと、5月・11月の記念イベント※開催による来園者増加が挙げられる。
- 令和2年度は**新型コロナウイルス感染症の拡大により、約195万人まで減少しているが、**県内1位の観光施設となっており、コロナ禍においても需要が高い**傾向にある。

※記念イベント：令和元年5月・築城400周年記念事業「春の能舞台イベント」、明石市制施行100周年記念事業「明石伝統夢まつり」、「ドリームベースボール」等
令和元年11月・明石市制施行100周年記念事業「B-1グランプリin明石」



図 明石公園の利用者数

(単位：千人)

	1位	2位	3位	4位	5位
令和元年度	阪神甲子園球場 3,836	明石公園 3,136	清荒神清澄寺 3,020	宝塚北サービスエリア 2,625	西宮神社 2,283
令和2年度	明石公園 1,946	伊弉諾神宮 1,778	西宮神社 1,595	県立甲山森林公園 1,468	宝塚北サービスエリア 1,426

図 兵庫県内の観光入込客数上位5位の観光施設

出典：兵庫県「令和2年度兵庫県観光客動態調査報告書」及び「令和元年度兵庫県観光客動態調査報告書」より作成

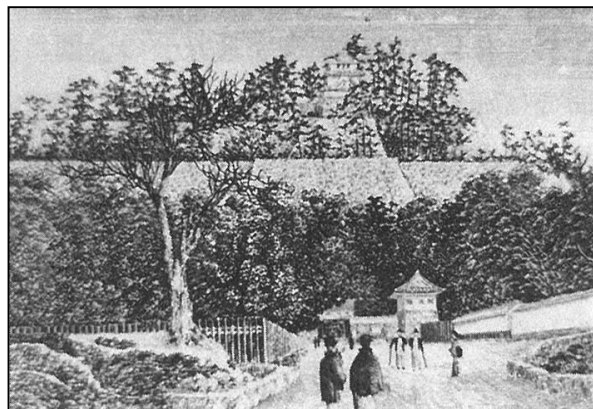
1 明石公園について（1）公園の概要

■ 歴史

西暦	年号	内容
1873	明治 6	廃城令が交付され城跡が大蔵省所管になる
1881	14	旧藩士が公園開設のため城跡の借用を国に申請
1883	16	貸付許可。旧藩士達による「明石公園保存会」が民間施設として明石公園開園（6.02ha）
1896	29	管理を明石郡に移管、郡立明石公園となる。
1898	31	城跡が御料地に編入され、郡立明石公園を廃止
1907	40	県議会が「明石公園開設ノ意見書」を知事に提出
1916	大正 5	明石郡議会が「元明石城趾タリシ御料地ニ関スル意見書」を知事に提出
1917	6	知事が県立公園開設を表明・予算が県議会を通過
1918	7	2月 宮内省から3万坪を借地し、整備開始。 4月 明石公園開園式（9.92ha）
1924	13	明石公園拡張工事竣工式（29.92ha）
1929	昭和 4	御料地の払下げ完了
1932	7	拡張工事竣工、開園（54.8ha）
1957	32	角櫓が国の重要文化財に指定
2004	平成 16	明石城跡が国の史跡に指定



■ 歴史



（明治23年の銅版画）※1



（公園開園当時：大正）※2



（昭和10年頃）※3



（戦後：昭和22年）※4



（平成28年）



（現在：令和3年）

※出典：辰巳信哉「歴史の証人 明石公園」
（神戸新聞総合出版センター、2005）
p13,p17,p51,p192

1 明石公園について（2）これまでのとりくみ

■これまでのとりくみ

- 兵庫県では、県立都市公園について、平成28年度に「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」を、令和2年度にはそれに基づく「兵庫県立都市公園リノベーション計画」を策定し、公園施設の再整備、管理運営に取り組んできた。
- 明石公園においては、上記計画に加え、明石城跡の歴史的景観の維持向上に向けた取組として、「明石公園 城と緑の景観計画」、「史跡明石城跡保存活用計画」を策定した。

これまで

時系	県立明石公園の運営管理にかかる主な計画の策定状況
H28.6	兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画 ⇒10年間にわたり県立都市公園が担うべき役割と方向性を明らかにし、整備・管理運営に関する基本方針、推進施策を定めた計画
H29.7	明石公園 城と緑の景観計画 ⇒樹木の除伐・剪定により明石城の景観を城と緑の調和がとれたものとするを目的とした景観整備の方法等が定められた計画
R2.9	史跡明石城跡保存活用計画 ⇒史跡明石城跡の本質的価値を確実に保存し、適切に活用していくため、ゾーンごとの保存・活用方針が定められた計画
R3.3	兵庫県立明石公園リノベーション計画 ⇒県立明石公園のリノベーションに関わる具体的方策を計画的に推進していくためのアクションプランとして策定された計画

1 明石公園について（2）これまでのとりくみ

■これまでのとりくみ

（1）明石公園城と緑の景観計画（平成29年7月） ※H28.11～29.7 委員会4回開催

○明石城の見どころを確認できるように視点場を設定し、周辺を重点的に整備することで、城跡の主要な部分を確認できる景観を創出。視点場間をつないだ主要動線に基づき、動的・連続的な景観づくりを行った。

【テーマ（目指す景観）】

城を公園の多様な緑とが調和し、かつ明石城の魅力を感じられる「城を活かした公園の景観」

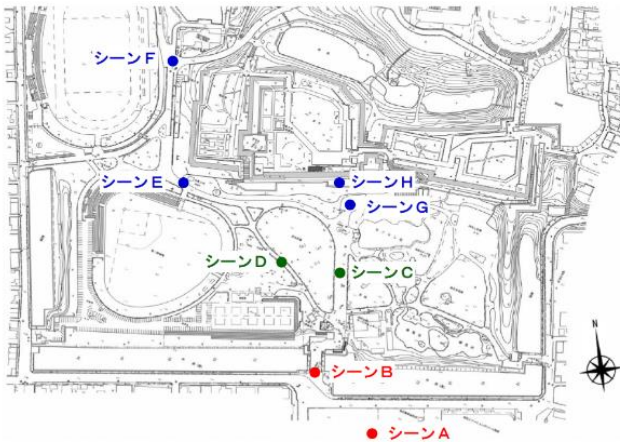


図 主要動線における視点場

凡例	
●	中（遠）景
●	中景
●	近景

区分 シーン	中（遠）景 シーンA・JR明石駅ホーム
計画時	
現在の様子 (R4.5)	

1 明石公園について（2）これまでのとりくみ

■これまでのとりくみ

（2）史跡明石城跡保存活用計画（令和2年9月） ※H30.7～R2.9 委員会3回開催

- 平成30年の改正により文化財保護法に位置づけられた法定計画。
- 史跡明石城跡の本質的価値※を確実に保存するとともに、次世代へと継承し、適切に活用していくための計画。
- 明石城跡の本質的価値を構成する要素と、県民の憩いの場である都市公園としての機能を調和させるため、**保存ゾーン**と、**活用ゾーン**に区分し、整備方針を定めた。

※本質的価値・・・元和期築城当時の縄張りや櫓・石垣等の貴重な遺構など
表 ゾーン別方針

ゾーン	方針
保存ゾーン	遺構の保存及び城跡としての景観の保護を最優先とし、原則新たな植樹は行わず、文化財保護法に基づき適切な保存管理を行い、本質的価値の保護を図りながら遺構を生かした整備を推進する区域
活用ゾーン	文化財保護法に基づく適切な保存管理を行った上で、公園としての活用を図っていく区域
史跡区域外	大半の埋蔵文化財包蔵地の適切な保護を行う必要がある区域



図 各ゾーンの区分

1 明石公園について (2) これまでのとりくみ

■これまでのとりくみ

(3) 兵庫県立明石公園リニューアル計画 (令和3年3月) ※R2.6~R3.3 委員会(分科会)4回開催

○県立都市公園のリノベーションに関わる具体的方策を計画的に推進していくためのアクションプランとして策定した計画である。

【明石公園の課題】

- ①明石城跡のさらなる有効活用
- ②老朽化したスポーツ施設の魅力アップ
- ③公園の新たな魅力づくり
- ④ポストコロナに対応した公園の活用

【明石公園のリノベーションテーマ】

歴史的資源・スポーツを活かした
地域観光、地域活性化の拠点整備

【施策内容】

- 1 文化財を活用した観光振興
 - ▶明石城跡の復元的整備
- 2 老朽化スポーツ施設の更新・維持修繕
 - ▶第1野球場の機能強化、陸上競技場の多目的スタジアム化
 - ※耐用年数経過後、明石城跡を活かした整備を検討
- 3 民間活力を導入した魅力向上
 - ▶花と緑のまちづくりセンターの民間活力を活かしたリニューアル
- 4 ポストコロナに対応した取組
 - ▶利用の時間的・空間的な分散化、セルフクリエーションの推進、マイクロリズムの推進
- 5 その他
 - ▶子どもの村の遊具更新、市立図書館跡地の大型バス駐車場整備

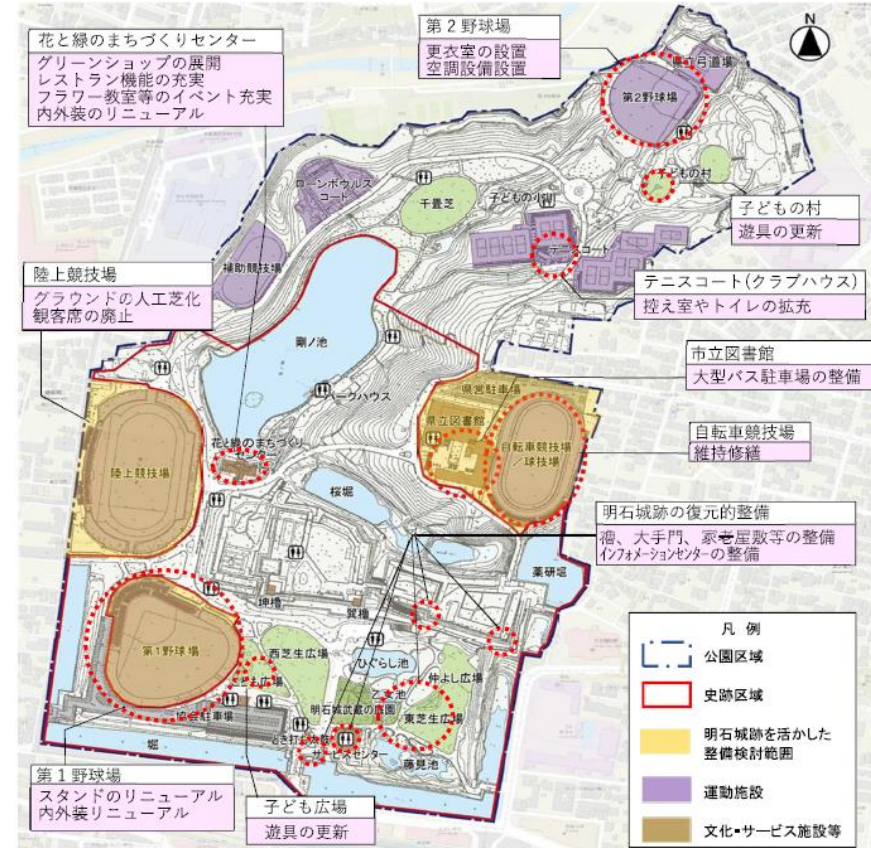


図 リノベーション方針図

出典：兵庫県「兵庫県立明石公園リニューアル計画 (概要版)」
(令和3年3月)

2 自然環境保全（樹木伐採）について

■ 計画における整理

（1）明石公園城と緑の景観計画（平成29年7月）

○「明石公園 城と緑の景観計画」において、樹木管理について次のように整理。

	明石公園城と緑の景観計画
方針	石垣の隅部、稜線、威容をみどころとして設定し、周辺を重点的に整備することで、明治時代のように主要な部分が確認できる景観を創出する。
樹木に関する具体的な整備方法	<ul style="list-style-type: none">○景観整備のため、設定した視点場に基づき伐採・剪定 【実施済】○石垣に影響を及ぼす樹木は可及的速やかに除伐 【一部実施】<ul style="list-style-type: none">・石垣より5m範囲以内の樹木は原則伐採。・放置しておく、石垣を破損させる恐れがあり、園内の安全に関わる。・石垣自体の魅力を低下させる原因となる。・成長するにつれ除伐が困難となり、費用が膨大となる。○東側外堀周辺の除伐検討 【未着手】<ul style="list-style-type: none">・箱掘・外堀は樹木が繁盛し、石垣が全く視認できない。調査が必要。

2 自然環境保全（樹木伐採）について

■ 計画における整理

（2）史跡明石城跡保存活用計画（令和2年9月）

○「史跡明石城跡保存活用計画」において、樹木管理について次のように整理。

史跡明石城跡保存活用計画	
方針	城跡の本質的価値を確実に守りつつ、その魅力向上を図るとともに、都市公園として公園の機能を保持、向上させ、多様な主体の協同のもと次世代に継承する。
樹木に関する具体的な整備方法	<p>【保存ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none">○遺構・石垣の保存上影響のある樹木及び遺構・石垣を視認する上で支障となる樹木については、伐採を行う。○堀・土塁や曲輪の形状などが、視認できるように維持管理する。 <p>【活用ゾーン】</p> <ul style="list-style-type: none">○石垣を眺めることができるように伐採や剪定を行いつつ、遺跡としての歴史を感じる巨樹はできるだけ保護を行う。貴重種に関しては保存を行うことを大前提とする。 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none">○希少種については、必要に応じて、移植の措置をとる。

2 自然環境保全（樹木伐採）について

■ 計画における整理

（3）兵庫県立明石公園リノベーション計画（令和3年3月）

○「兵庫県立明石公園リノベーション計画」において、樹木管理について次のように整理。

施設	現状	課題	対応方針
樹木管理 (石垣周辺)	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑のオアシスとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 石垣周辺に樹木が繁茂しており景観を阻害。 ● 石垣に近接して生えている樹木が石垣に悪影響を与える恐れがある。 	<p>【機能の維持・保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 明石城跡の石垣・景観を保全するための定期的な樹木の除伐・剪定を実施する。
樹木管理 (桜)	<ul style="list-style-type: none"> ● さくら名所100選の地。 ● 令和元年に400本の桜を植樹。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽が進んだ桜が多い。 ● 明石城築城400周年事業で新規に植樹した桜の適切な維持管理が必要。 	<p>【機能の維持・保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適切な維持管理 ● 平成30年度からボランティアが桜の維持管理を担う。引き続き住民協働による桜の保全を図る。
樹林管理 (主として本丸石垣より北側)	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑のオアシスとなっている。 ● 都会のなかの貴重な緑地、生き物の生息場所となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 手入れが行き届かず、単一の樹木が繁茂する暗い森となっており、生き物の多様性も低い。 	<p>【機能の維持・保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の多い剛ノ池やテニスコート周辺等の樹林地は、生物の多様性を高めると同時に利用しやすく明るい森にするため、落葉樹林への転換を目指した間伐等を実施する。

2 自然環境保全（樹木伐採）について

■ 樹木伐採の範囲（明石城跡周辺） ※令和3年度時点

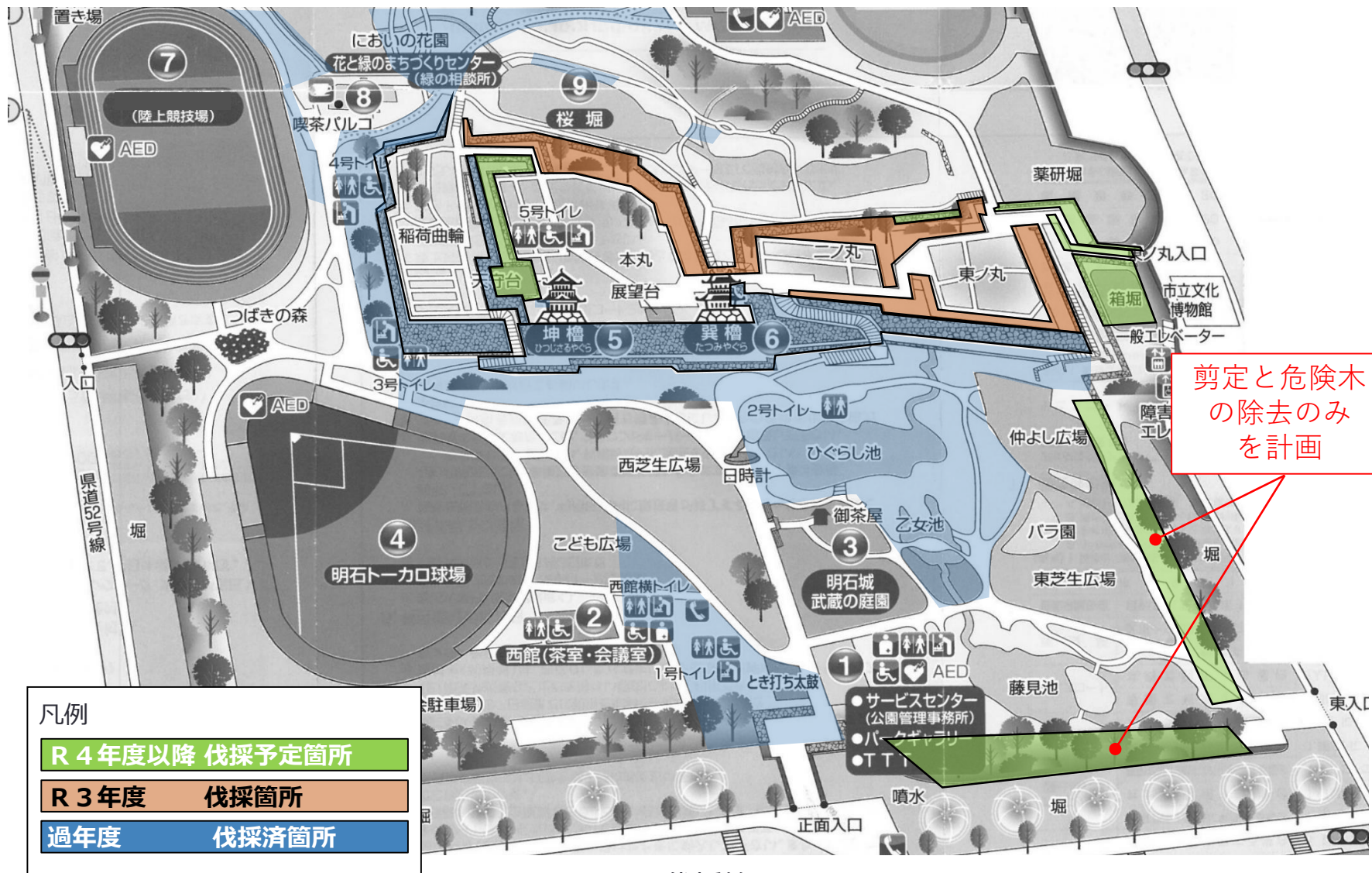


図 伐採範囲

2 自然環境保全（樹木伐採）について

■ 樹木伐採の状況

（1）伐採本数

実施年度	伐採内容（箇所）	伐採実績(本)
H30	石垣伐採（南側、西側）	280
H30	石垣伐採（天守台周辺、正面入口）	21
R1	石垣伐採（南側）	47
R1	桜植樹支障木伐採・剪定(剛ノ池周辺)	266
R2	景観伐採（ひぐらし池周辺）	141
R2	石垣伐採（南側、西側）	542
R3	石垣伐採（北側、本丸、二ノ丸、東ノ丸）	390
R3（予定）	石垣伐採（天守台以北）	－(中断)
		合計 1,687



- 文化財保護法第125条第1項の規定に基づき、県は現状変更許可申請書を文化庁長官に提出
- 木竹の伐採については、文化財保護法施行令 第5条の4の定めるところにより、現状変更許可権限は市長に委譲

2 自然環境保全（樹木伐採）について

■ 樹木伐採の状況

（2）来園者への周知

- 工事に先立ち、現地に看板を設置することで、目的などを周知



石垣近くの樹木を伐採し、石垣を保全します！

- 1** 石垣内へ根を伸ばし、石組みに悪影響を与えている樹木を伐採します。
- 2** 明石城跡のすばらしい石垣景観が復活します。（桜擬エリア）
- 3** 希少な樹木やサクラ等の景観木、足元の希少な草花を保全します。

群生するフジバカマ

発注者：(公財)兵庫県園芸・公園協会
 施工業：株式会社 創和グリーン
 工期：令和3年7月17日～令和3年11月30日
 連絡先：078-912-7600（明石公園サービスセンター）

図 現地周知看板設置状況例（令和3年度）

2 自然環境保全（樹木伐採）について

■ 樹木伐採による効果

- 樹木の根の侵入を防止し、遺構・石垣等の文化財を保全する。
→ 台風、地震時の石垣の崩壊を防止、公園利用者への危険を未然に防ぐ。
- 高石垣の歴史的景観の復活。駅などからも石垣等が見えるように。
- 死角が減り園内の視認性が向上、防犯面での安全に貢献。（副次的効果）

【伐採前後の状況（桜堀）】



【伐採前後の状況（城跡西側）】



2 自然環境保全（樹木伐採）について

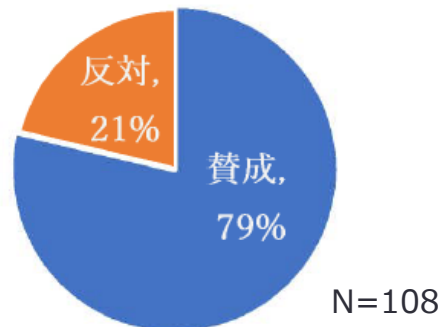
■ 来園者アンケートの結果

○ 樹木伐採に関するアンケート結果では、「切りすぎ」といった意見も見受けられたものの、約80%が樹木伐採に関して「賛成」との回答であった。

【実施時期】

来園者に対して、アンケートを実施
（令和3年3月27日（土）実施）

【アンケート結果】



県立明石公園に関するアンケートのお願い

兵庫県では、明石城築城400年を機に、明石城や櫓などの視認性を向上するため、以下の写真のように石垣周辺を主とした樹木の除伐・剪定を継続的に実施してきました。
このたび、当事業による効果を把握し、今後の明石公園の整備及び管理に活かすため、お手数ですが調査にご協力いただきますようお願いいたします。

施工前

施工後

施工前

施工後

◆以下の質問に対し、当てはまる番号のうえに「○（マル）」をつけてください。

（質問） 明石公園での石垣周辺などにおける樹木の伐採についてどう思われますか？

1. 櫓や石垣などの史跡の景観が向上し、良かった。
2. 櫓や石垣など史跡の景観より、自然環境を重視すべきであり、樹木等の伐採をすべきではなかった。

その他意見（ご自由に記入ください）

お問い合わせ先
兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課
電話 078-362-3550 FAX078-362-4454

肯定的意見	・見はらしがスッキリしてお城もはっきり見えて良かった
	・スッキリしていい。石垣がきれい。
	・施工前の写真を見比べると些か伐採しすぎた感じはいないが、目的が「明石城や櫓の視品性向上」なのであれば良いのではないか。
	・伐採して <u>小さな樹木</u> でOK
	・明石城が見やすくなって良い。良さがより伝わる。
・東側もお願いしたい。	
否定的意見	・もう少しだけみどりがほしかった
	・ <u>切りすぎ</u> 。もう少しおいといてほしい。木の標識も欲しい。
	・確かに石垣は美しく見えるけど、立派に育っていた木々がなくなって、 <u>正直淋しい</u> 。観光重視のように見える。
	・自然の大切さと人間の共存ですが、やっぱり <u>やりすぎ</u> なのでは？

2 自然環境保全（樹木伐採）について

■ 要望書提出

団体名	提出年月日	要望要旨
明石公園の自然を次世代につなぐ会	令和3年11月18日 ※同日、県が現地を説明	<ul style="list-style-type: none">・石垣保全を理由に必要以上に樹木が伐採され、明石公園の貴重な生態系が脅かされる状況にあるため、伐採を中断のうえ伐採計画を見直すこと。・明石公園全体の整備計画についても、環境学習や県民の憩いの場として自然環境を保全すること。また今ある自然を生かしたパークマネージメントを県民と共に考え実行すること。
明石公園の緑を考える会	令和4年2月22日 ※インターネット署名(20,857名分)も併せて持参	<ul style="list-style-type: none">・実施している伐採を中断し、県民・市民の意見を聞き、伐採計画を見直すこと。・子どもたちが自然とふれあい、生きる力を育む場や人々の憩いの場としてのパークマネージメントを柱にして、かけがえのない自然や生態系を保全すること。・私たちにとって未来の子ども達にとって大事な明石公園の緑を、性急に失わせないでいただきたい。
日本野鳥の会ひょうご	令和4年2月22日	<ul style="list-style-type: none">・明石公園の豊かな生物多様性の維持に樹木と林床植物が基盤となっており、大量の樹木伐採を中止し、かけがえのない自然環境を継続し、伐採箇所の自然は復活させること。・リハビリテーション計画の見直しを行い、明石公園の豊かな自然を守ること。



R3.11.18 現地の説明状況

2 自然環境保全（樹木伐採）について

■ 陸上競技場外構の樹木の扱い

- 外構石積 2箇所において、クスノキの影響による「はらみ出し」が発生。



2 自然環境保全（樹木伐採）について

■ 様々な意見

○明石公園では文化財の保全、公園利用者の安全確保や歴史的景観の維持向上を目的に城跡の石垣周辺で樹木伐採を行ったが、自然環境保全の観点から伐採反対の意見が数多く寄せられた。

（寄せられた意見） ※電話、投書、要望書等

- 生態系が脅かされている。伐採の中止。伐採計画の見直しを。
- 石垣に木の根が入ることで石垣が守られると聞いた。
- 夏は木陰を提供する樹木があつてこそ散策ができる。
- とても良くなった。大通りは明るく、安全になった。可能であれば他の箇所も整備を。
- もう少し石垣の樹木伐採を。大木は長年の手入れ不足がまねいた結果。

（マスメディアによる報道）

- 『明石公園 切り株だらけに「過剰な伐採」子ども名付けた木も』（新聞）
- 『「切りすぎでは？」地域住民は中止を訴え』（TV）

○事業の進め方に問題があったものと反省し、より丁寧に合意形成を図っていく必要があるため、現在は明石公園内の全ての樹木伐採を中断。

2 自然環境保全（樹木伐採）について

■ 樹木伐採中断と「あり方検討会」の設置

- 令和4年4月4日、樹木伐採を巡り、齋藤兵庫県知事が現地を視察。
- 知事は、伐採を一旦中断し、今後については、県立都市公園の「あり方検討会」を設置の上、有識者や地元自治体、住民も含めて議論する考えを発表。

【県立都市公園のあり方検討会】

県立都市公園のあり方検討会 (全体会)

部会
明石公園

部会
播磨中央公園

部会
赤穂海浜公園

- 部会で検討すべき論点の整理
- 部会意見を調整し、全県的な視点からの検討及び基本方針の提言
- 利用者へのヒアリング等を通じた課題抽出、幅広い意見の聴取
- 公園ごとの特性を踏まえた整備・管理運営ルールを検討

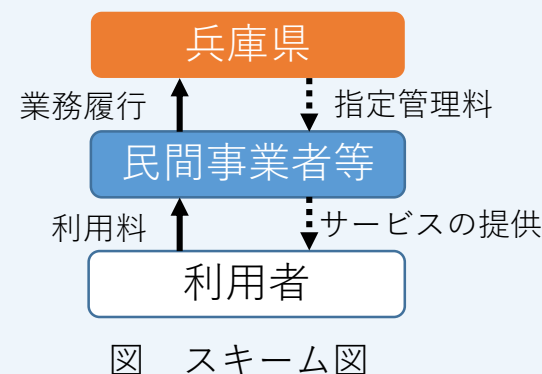
3 公園の活性化について（1）管理運営状況

■ 管理運営状況

- 明石公園をはじめ兵庫県立都市公園は、兵庫県職員の直営管理ではなく、指定管理者制度により民間事業者等が管理運営を行っている。

【指定管理者制度】

指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する民間事業者等（指定管理者）に公共施設の管理を行わせる制度である。指定管理者は、施設の使用に係る許可を与えられると共に、管理を行う公共施設の利用料金を自らの収入として収受できる。



- 県は、維持管理費と公共施設の利用料金との差額を指定管理料として、指定管理者に対し支払う。
- 指定管理者は、公園の維持管理のほか、収益事業（自主事業）として、駐車場の運営、テニススクールの開催、剛ノ池のボート事業などを実施。

■ 管理運営協議会について

- 公園の管理運営について協議する場として、多くの県立都市公園において、指定管理者や有識者、地元住民、関係機関などから組織される管理運営協議会を設置。
- 明石公園では、管理運営協議会を設置していない。



3 公園の活性化について（2）新たなパークマネジメントの導入

■ 新たなパークマネジメント導入について

- 令和3年度には、新たなパークマネジメント（長期指定管理、Park-PFI等）の導入に向けた事業可能性調査を実施した。（明石公園、播磨中央公園、赤穂海浜公園を対象に実施。）
- 明石公園においては、新たなパークマネジメントの導入により、「公園が民営化（公園全体の有料化）される※1」、「公園内にマンションが建設される※2」等の誤解がSNSを中心に広がった。
 - ※1 県の方針として、公園全体を有料化することはない。
 - ※2 公園内のマンション建設は都市公園法上不可能。

（寄せられた意見） ※電話、投書等

- 民営ではなく、公的機関の管理下にあることで全世代に優しい公園になっていると思う。
- 明石公園には、便利な施設もアトラクションも必要ない。なにもないことが魅力。今のまま子どもに引き継ぎたい。
- 他府県の状況を見ると、大変なことになっている。マンション建設反対。

（SNS等で見られた意見）

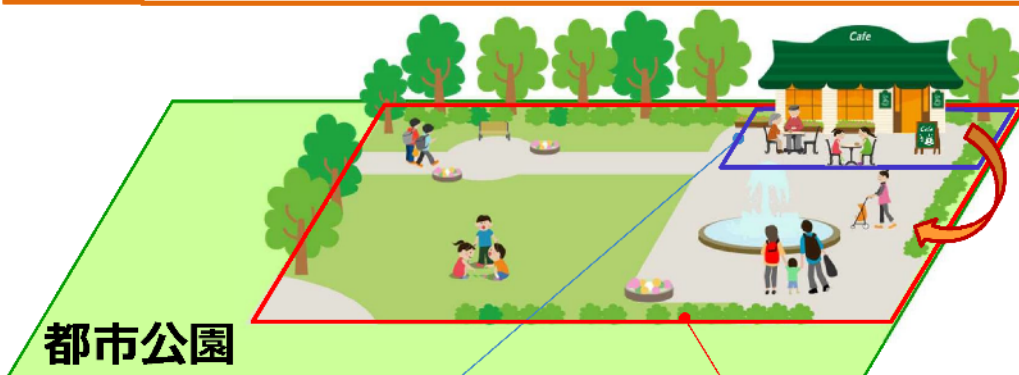
- 民営化されたら明石公園に入るのにお金いりますよね？絶対反対です。
- 民間参入で明石公園でマンションって正気ですか？

3 公園の活性化について（2）新たなパークマネジメントの導入

■ 公募設置管理制度（Park-PFI）について

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと



収益を活用して整備

- #### 都市公園法の特例
- ① 設置管理許可期間
最長10年を20年まで延長可能に
 - ② 建ぺい率
公募対象公園施設は10%を参酌して条例で定めることが可能に（通常2%を参酌）
 - ③ 占用物件
自転車駐車場と看板・広告塔を占用可能に

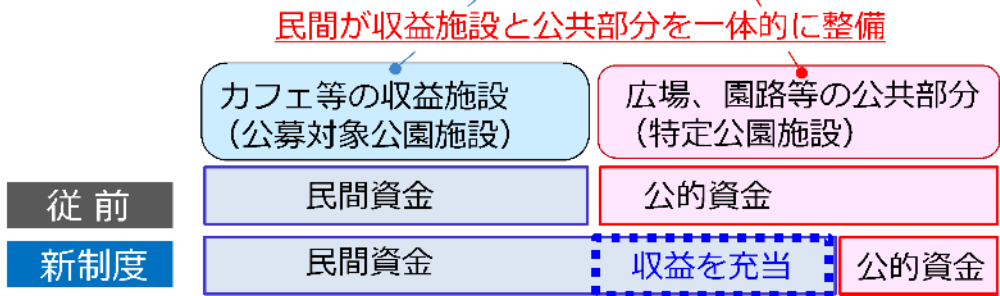


図 公募設置管理制度（Park-PFI）の概要

出典：国土交通省

3 公園の活性化について（3）老朽施設の活用

（1）陸上競技場（きしろスタジアム）

■施設概要

○陸上競技場（きしろスタジアム）は第3種公認陸上競技場となっており、明石市陸上競技記録会や小中学生の選手権大会、サッカー社会人リーグ等に利用されている。

【供用開始】 昭和24年度（※現在のスタンドは昭和48年3月完成）

【収容観客数】 約20,000人（スタンド約6,000人、芝生席約14,000人）

【公認種別】 第3種公認陸上競技場 ※日本陸連が公認
（H29.4第1種から第2種へ、H30.4第2種から第3種へ降格）

【主要施設】 全天候型トラック（400m×8レーン）、天然芝フィールド

【主な開催大会】明石市陸上競技記録会、選手権大会（小中学生）、サッカー関西社会人リーグ等



陸上競技場



（1）陸上競技場（きしろスタジアム）

■課題①（施設の老朽化）

○陸上競技場（きしろスタジアム）は築約50年が経過しており、特にスタンド庇の老朽化が著しく、コンクリートが剥離落下しているため、底下は立入り禁止となっている。

【劣化状況】



スタンド庇 現況



スタンド下部 選手・関係者通路部

3 公園の活性化について（3）老朽施設の活用

（1）陸上競技場（きしろスタジアム）

■課題②（レーン幅の改修、第3種公認の期限）

- 現行の公認期限は令和5年3月末
- ただし、日本陸連の特例措置により、公認更新に必要な改修工事を令和5年度中に完了する場合、令和5年度中に樹立された記録は公認記録として認定される。
- 公認の更新に際し、日本陸連のルール改定に伴うトラックレーン幅の変更(1.25→1.22m)が必要。舗装改修※等に約2.4億円が必要。
※トラック舗装の全面更新ではなく、既存舗装を切削し、ポリウレタン系舗装をオーバーレイ



公認陸上競技場とは・・・

- (公財)日本陸上競技連盟が定める諸規定に合致した陸上競技場のこと。
- 公認陸上競技場で開催された記録会・競技会にて樹立した記録は、日本陸上競技連盟が認めた公認記録と扱われる。



陸上競技場の公認が失効すると、樹立した記録が公認記録として認められなくなる。

3 公園の活性化について (3) 老朽施設の活用

(1) 陸上競技場 (きしろスタジアム)

■ 課題③ (法的課題)

- 埋蔵文化財の「包蔵地」に指定されている。
- 「兵庫県立明石公園リノベーション計画 (令和3年)」においては、「陸上競技場 (きしろスタジアム) の耐用年数経過後、施設更新せずに明石城跡を活かした整備を検討」と方針付け。
※即座に機能を廃止することを決定したものではない。

機能の更新 (修繕及び改修)

- グラウンドの競技用走路は残しつつ、多目的広場として連日使用可能な人工芝 (ハイブリッド) へ張替
- スタンド部分の観客席等の建物は、老朽化で使用に支障が生じると予想される段階で廃止
- 補助競技場を多目的利用できるよう芝生化
- 耐用年数経過後、明石城跡を活かした整備を検討

図 リノベーション計画一部抜粋

(出典:「兵庫県立明石公園リノベーション計画」(令和3年3月))



図 国史跡・埋蔵文化財包蔵地 地図

3 公園の活性化について（3）老朽施設の活用

（1）陸上競技場（きしろスタジアム）

■方針の検討

- 関係団体等からの要望を受け、公認継続の方針については、「あり方検討会」の意見を踏まえ、決定する。

【公認を継続する場合のスケジュール（案）】

令和4年度												令和5年度												令和6年度		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
						工事に伴う利用 停止通知				設計・予算要望	公認期限							トラック舗装改修工事						公認競技場 として 運用再開		
												<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p style="color: orange;">特例措置 (公認扱い)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="background-color: red; color: white; padding: 5px;">利用停止</p> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div>														

3 公園の活性化について（3）老朽施設の活用

（2）第一野球場（明石トーカロ球場）

■施設概要

- 全国高等学校野球選手権大会（夏の甲子園）では兵庫予選の準決勝戦まで開催。
また、全国高等学校軟式野球選手権大会が実施され、軟式野球の聖地となっている。

【供用開始】 昭和7年度（※現在のスタンドは昭和47年3月完成）

【収容観客数】 約12,000人（スタンド約4,200人、芝生席約7,700人）

【主な開催大会】兵庫高校野球大会（春期・夏の甲子園予選・秋期など）
全国高等学校軟式野球選手権大会
都市対抗野球大会、近畿六大学野球リーグ戦ほか



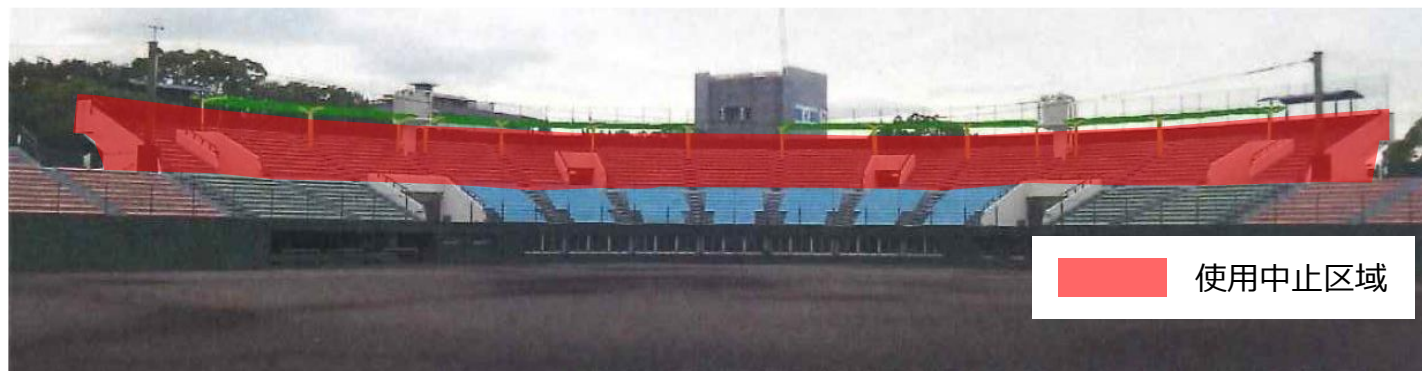
第一野球場

3 公園の活性化について (3) 老朽施設の活用

(2) 第一野球場 (明石トーカロ球場)

■ 課題① (施設の老朽化)

- 第一野球場 (明石トーカロ球場) は、建築後約50年が経過しており、特に外壁コンクリートの剥離や雨漏りが発生している。
- スタンド上部の梁強度が不足することが判明。4200席中、約1800席を使用中止とした。



メインスタンド全景

3 公園の活性化について (3) 老朽施設の活用

(2) 第一野球場 (明石トーカロ球場)

■ 課題① (施設の老朽化)

- 現状のスコアボードは磁気反転式で
交換部品が市場にないため、修理が困難となっている。
- トイレは和式便器であり、快適な利用環境が整っていない。



観客席トイレ

3 公園の活性化について（3）老朽施設の活用

（2）第一野球場（明石トーカロ球場）

■ 課題②（法的課題）

- 埋蔵文化財の「包蔵地」に指定されている。
- 「兵庫県立明石公園リノベーション計画（令和3年）」においては、「第一野球場（明石トーカロ球場）の耐用年数経過後、施設更新せずに明石城跡を活かした整備を検討」と方針付け。
※即座に機能を廃止することを決定したものではない。

機能の更新（修繕及び改修）

- 野球場の機能強化
 - ・スタンドのリニューアル
 - ・内外装リニューアル（スコアボード含む）
- 耐用年数経過後、明石城跡を活かした整備を検討

図 リノベーション計画一部抜粋
(出典：「兵庫県立明石公園リノベーション計画」(令和3年3月))

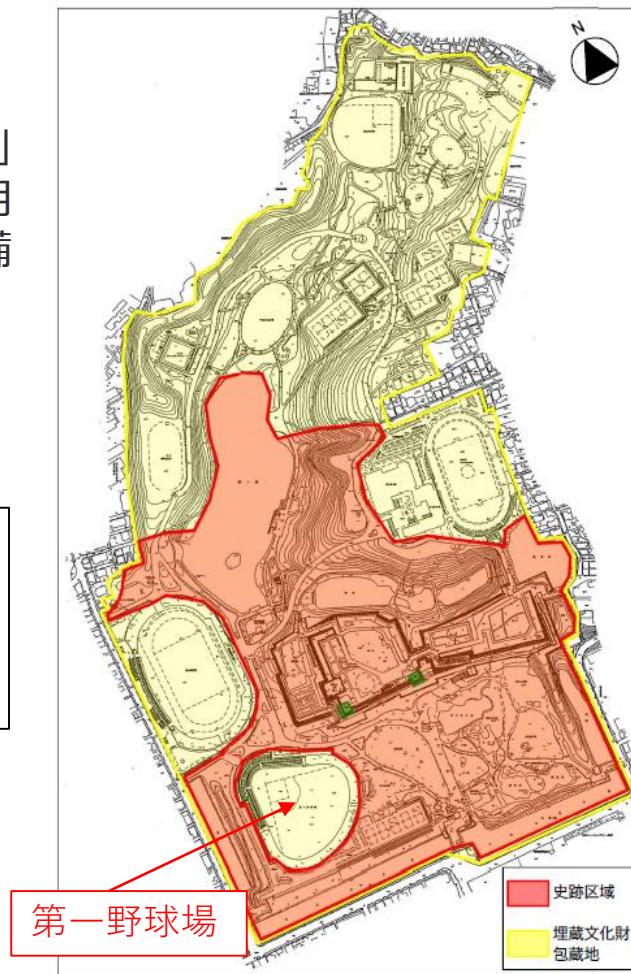


図 国史跡・埋蔵文化財包蔵地 地図

3 公園の活性化について（3）老朽施設の活用

（2）第一野球場（明石トーカロ球場）

■方針の検討

○関係団体等からの要望を受け、長寿命化の方針については、「あり方検討会」の意見を踏まえ、決定する。

【長寿命化方針(案)】

実施項目	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
あり方検討会	■			
実施設計		■		
スタンド改修			■	
スコアボード改修			■	
電気・機械設備更新				■

※工事期間中も利用を継続することを前提としている。

3 公園の活性化について（3）老朽施設の活用

（3）インクルーシブ遊具の導入（子どもの村）

■ 経緯

○老朽化した遊具の更新において、インクルーシブ遊具を整備する方針を決定し、実施設計業務を進めた。

令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 老朽化が著しく現況遊具の修繕は困難と判断 ➤ 魅力あるインクルーシブ遊具の整備を行う方針を決定
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ➤ インクルーシブ遊具 実施設計着手 ➤ 明石市関係部局とインクルーシブ遊具について協議 ➤ <u>障害者支援団体等へのヒアリング</u> <p>STEP1・・・改修計画案について意見ヒアリング STEP2・・・ヒアリング結果を計画に反映 STEP3・・・修正案について、意見ヒアリング ⇒ 改修計画確定</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 実施設計完了

インクルーシブ遊具とは・・・

障害のある子もない子も年齢・性別・国籍など関係なく、一緒に遊ぶことができる遊具のこと

【ヒアリング先】

- ・明石市地域自立支援協議会こども部会
- ・明石障がい者地域生活ケアネットワーク(135Eネット)
- ・明石市肢体不自由児父母の会
- ・子どもの村であそぼう会
- ・私立 牧羊幼稚園
- ・私立 明南保育所
- ・市立 明石小学校
- ・公園利用者



使用を停止した滑り台



（3）インクルーシブ遊具の導入（子どもの村）

■ 導入する遊具

○ヒアリング結果を反映し、選定した遊具の一例

- 車椅子のまま上まで上がれる複合遊具(図1)
- 肢体不自由な子を寝かせて遊べる振動遊具(図2)
- 座位を取ることが難しい子供が横になって利用できる皿型シートのブランコ
- 自閉症の子供が隠れることが可能なドーム型遊具(図3)
- 障害のある子供にも人気がある雲梯
- 冒険心をかき立てるアクティブ性の高い複合遊具、スライダー



図1 複合遊具イメージ



図2 振動遊具イメージ



図3 ドーム型遊具イメージ

■ 課題

- 令和3年度の計画では、遊具や園路の整備にあたって29本の樹木伐採が必要。
- 明石公園の樹木伐採中断を受け、極力、伐採本数を減らす検討を行っている。

3 公園の活性化について（3）老朽施設の活用

（4）旧明石市立図書館

■施設概要

- 旧明石市立図書館は、昭和49年10月、県立明石公園内において県立図書館と同時に開館した。新明石市立図書館が整備されたことに伴い、現在は使われていない。

【供用開始】 昭和49年10月

【延べ面積】 4,987㎡

【構造】 RC

【機能】 一般閲覧室、児童室、郷土資料室、学習室など



■経緯・現状

時系列	主な動き
S49.9	明石市に対し「市立図書館の設置」を目的に都市公園法に基づく設置管理許可以降、10年毎に同様の許可（現行の許可（H25.4～R5.3））
H28.10	明石駅前の新市立図書館整備に伴い旧市立図書館を閉鎖（書庫や会議室は利用継続）
H29.8	明石公園内の旧市立図書館にあかしふるさと図書館開設（R2.3廃止）
R3.9	旧市立図書館の屋上でミイラ化した遺体が発見された事を踏まえ、市は日常管理の強化を申し出

■課題

- 旧市立図書館は、解体撤去に多額の費用が必要。（明石市の見積もりによると8億円）
- 解体撤去単独の事業に活用できる補助金はない。
- 知事・市長会談において、解体費用の圧縮、跡地活用等を県市連携で対応する方向を確認。